

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第15号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税地)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 前項の課税地は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 自動車税 普通徴収の方法によるものにあつては<u>主たる定置場の所在地</u>、証紙徴収及び第104条の3の方法によるものにあつては東北運輸局岩手運輸支局の所在地</p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(課税地)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 前項の課税地は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 自動車税 普通徴収の方法によるものにあつては<u>自動車の所有者（当該所有者が第100条第2項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、自動車の使用者）の住所地又は所在地（当該住所地又は所在地が県外にある場合にあつては、盛岡市）</u>、証紙徴収及び第104条の3の方法によるものにあつては東北運輸局岩手運輸支局の所在地</p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。